

浜松市保安林（自治事務）に関する要綱

第1章 総則

（趣旨）

第1条 保安林に関する事務の処理については、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「令」という。）森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「規則」という。）森林法施行細則（平成12年静岡県規則第45号）その他の法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（適用の範囲）

第2条 この要綱は、特別の定めがある場合を除き、法第25条第1項第1号から第11号までに掲げる目的を達成するための民有林の保安林に関する手続きについて適用する。

（定義）

第3条 この要綱において「立木伐採許可」とは、法第34条第1項に規定する保安林内の立木の伐採の許可をいう。

2 この要綱において「作業許可」とは、法第34条第2項に規定する保安林内での立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉若しくは落枝の採取、土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質の変更に関する許可をいう。

3 この要綱において「違反行為」とは、法第34条第1項、第2項、第6項及び第34条の4の違反をいう。

第2章 保安林の種類と目的

（保安林の種類）

第4条 法第25条第1項第1号から第11号までに掲げる目的の保安林は、その指定の目的により、次の17種とする。

- (1) 水源かん養保安林
- (2) 土砂流出防備保安林
- (3) 土砂崩壊防備保安林
- (4) 飛砂防備保安林
- (5) 防風保安林
- (6) 水害防備保安林
- (7) 潮害防備保安林
- (8) 干害防備保安林
- (9) 防雪保安林
- (10) 防霧保安林

- (11) なだれ防止保安林
- (12) 落石防止保安林
- (13) 防火保安林
- (14) 魚つき保安林
- (15) 航行目標保安林
- (16) 保健保安林
- (17) 風致保安林

第3章 保安林における制限

(保安施設事業等の範囲)

第5条 規則第22条の8第1項第1号及び第22条の11第1項第1号の保安施設事業、砂防工事、地すべり防止工事及びばた山崩壊防止工事には、当該事業又は工事の実施上必要な材料の現地における採取又は集積、材料の運搬等のための道路の開設又は改良その付帯工事を含むものとする。

(伐採の限度を算出する基礎となる伐期齢)

第6条 伐採の限度を算出する基礎となる伐期齢は、指定施業要件において植栽の樹種が定められている森林にあつては当該樹種の標準伐期齢とし、それ以外の森林にあつては更新期待樹種の標準伐期齢とするものとする。ただし、同一の単位とされる保安林に樹種が2以上ある場合には、次式によって算出して得た平均林齢とし、当該林齢は整数にとどめ小数点以下は四捨五入するものとする。

$$u = a u_1 + b u_2 + c u_3 + \dots$$

u : 平均林齢

u₁、u₂、u₃ : 各樹種の標準伐期齢

a、b、c : 各樹種の期待占有面積歩合

(立木伐採許可申請書に添付する書類等)

第7条 法第34条第1項に規定する立木の伐採の許可申請に係る森林について他法令等により立木の伐採の制限を受けている場合には、当該法令等に係る許可書の写し又は申請書の写しを添付しなければならない。

(立木伐採許可申請の申請者の確認)

第8条 市長は、立木伐採許可申請書が提出された場合、申請者が当該立木伐採について正当な権原を有していること又は正当な権原を有している者から委任、了承等を受けていることを十分確認するものとする。

(立木伐採許可申請適否判定調査)

- 第9条** 市長は、法第34条第1項に規定する立木の伐採の許可の申請があったときは、实地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行うとともに、保安林管理事務の実施に当たっての留意事項について（平成18年3月10日付け17林整治第2848号）の様式例1又は2を作成しなければならない。
- 2 市長は、立木伐採許可申請書が要件を具備していないものであって補正することが可能な場合には、その補正を指示し、補正することが不可能な場合及び申請者が補正の指示に従わない場合は、理由を付した書面を送付して却下するものとする。
 - 3 令第4条の2第5項の規定による不許可の通知には、不許可の理由を付記するものとする。
 - 4 許可申請に係る立木の伐採行為について他の法令により行政庁の許認可を必要とする場合であって、当該許認可がなされる前に許可したときは、当該許認可を必要とする旨その他必要な事項を許可の通知書に付記するものとする。
 - 5 令別表第2第1号(1)口の択伐とは、森林の構成を著しく変化させることなく逐次更新を確保することを目的として行う主伐であって、次に掲げるものとする。
 - (1) 伐採区域の立木をおおむね均等な割合で単木的又は10m未満の幅の帯状に選定してする伐採
 - (2) 樹群を単位とする伐採で当該伐採によって生ずる無立木地の面積が0.05ヘクタール未満であるもの
 - 6 規則第21条に規定する樹冠疎密度は、広大な区域若しくはその平均について示すものでなく、その森林についてあらゆる20メートル平方の部分ごとに得られる樹冠粗密度とする。
 - 7 許可に係る審査基準は法第34条第3項及び第4項の規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 令別表第2第1号(1)口の択伐とは、森林の構成を著しく変化させることなく逐次更新を確保することを目的として行う主伐であって、次に掲げるものとする。
 - ア 伐採区域の立木をおおむね均等な割合で単木的又は10m未満の幅の帯状に選定してする伐採
 - イ 樹群を単位とする伐採で当該伐採によって生ずる無立木地の面積が0.05ヘクタール未満であるもの
 - (2) 規則第21条に規定する樹冠疎密度は、広大な区域若しくはその平均について示すものでなく、その森林についてあらゆる20メートル平方の部分ごとに得られる樹冠粗密度とする。
 - (3) 令別表第2第2号(1)口の一箇所とは、立木の伐採により生ずる連続した伐採跡地（連続しない伐採跡地であっても、相隣する伐採跡地で当該伐採跡地間の距離（当該伐採跡地間に介在する森林（未立木地を除く。）又は森林以外の土地のそれぞれについての距離をいう。）が、20メートル未満に近接している部分が20メートル以上にわたつ

ているものを含む。)をいう。ただし、形状が一部分くびれている伐採跡地で、そのくびれている部分の幅が20メートル未満であり、その部分の長さが20メートルにわたっているものを除く。

なお、形状が細長い伐採跡地で、あらゆる部分の幅が20メートル未満であるもの及びその幅が20メートル以上の部分があっても、その部分の長さが20メートル未満であるものについては、令別表第2の第2号(1)口の規定は適用されないものとする。

(4) 伐採跡地に点在する残存木又は点生する上木の伐採は、間伐に該当する場合を除き皆伐による伐採として取り扱うものとし、その面積は伐採する立木の占有面積とするものとする。

(5) 許可に係る伐採の方法が静岡県保安林（自治業務）に関する要綱第13条第3項に規定する伐採の方法の特例に該当する場合は、当該保安林の指定目的の達成に支障を及ぼさないと認められるときに限り許可するものとする。ただし、許可に条件を付することによって支障をきたさないこととなる場合は、この限りでない。

（立木伐採許可、不許可の通知）

第10条 令第4条の第5項の規定により申請者に対してする通知において、不許可を通知する場合はその理由を付するとともに、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく異議申立又は鉱業法（昭和25年法律第289号）の規定に基づく公害等調整委員会への裁定の申請をすることができる旨付記するものとする。

2 許可申請に係る立木の伐採について他の法令により行政庁の許認可を必要とする場合であって、当該許認可がなされる前に許可したときは、関係行政庁に対し許可をした旨その他必要な事項を連絡するものとする。ただし、関係行政庁に対する連絡が、法令の規定により又は法令の運用に関する覚書等により事前に関係行政庁と連絡、協議を行って処理することとされている場合はこの限りではない。

（立木伐採許可に当たって付す条件）

第11条 法第34条第6項の規定に基づき立木の伐採の許可に付する条件は、次によるものとする。

(1) 伐採の期間については、必ず条件を付する。

(2) 伐採木を早期に搬出しなければ森林病虫害が発生し若しくはまん延するおそれがある場合又は豪雨等により受益の対象に被害を与えるおそれがある場合その他公益を害するおそれがある場合には、搬出期間について条件を付する。

(3) 特定の搬出方法を禁止しなければ、立木の生育を害し又は土砂を流出若しくは崩壊させるおそれがある場合には、搬出方法について条件を付する。

(4) 第10条第7項(5)のただし書に該当する場合で、当該条件及び当該伐採跡地につき植栽によらなければ樹種又は林相を改良することが困難と認められる場合には、植栽の方法・期間及び樹種について条件を付する。

(伐採整理簿の調製)

第 12 条 市長は、保安林における立木の伐採の状況を明らかにするため、伐採年度ごとに立木の伐採に係る整理簿を調製しなければならない。

(皆伐面積の縮減)

第 13 条 皆伐による立木の伐採の許可申請（2月1日公表に係るものを除く。）について、令第4条の3第1項第1号の規定により縮減するに当たり、令第4条の2第4項の残存許容限度が当該申請に係る森林の森林所有者等が同一の単位とされる保安林等において森林所有者となっている森林の年伐面積の限度の合計に満たない場合には、当該合計に対する残存許容限度の比率を森林所有者の年伐面積に乗じて得た面積を令第4条の3第1項第1号の年伐面積とみなして計算するものとする。

2 令第4条の3第1項第4号の規定による縮減を行う場合は、次の事項を考慮して行うものとする。

(1) 当該箇所に係る申請が1である場合には、保安機能が高い部分の立木を残存させる。

(2) 当該箇所に係る申請が2以上ある場合には、申請面積に応じて縮減する。

ただし、保安上の影響の差が明白な場合にはこれを考慮すること。

(皆伐面積の報告)

第 14 条 市長は、皆伐の限度公表日の30日前（12月公表後にあっては1月10日）までに保安林内立木伐採許可（皆伐）報告書により、県知事あて皆伐の許可面積を報告するものとする。

(立木伐採許可に係る照査)

第 15 条 市長は、許可の条件として付した期間が経過したとき（法第34条第8項の届出がなされている場合を除く。）は、申請に係る伐採が適切になされたかどうかの現地調査を行うほか適宜の方法により確認するものとする。

なお、法第34条第8項の届出がなされていない場合は、許可を受けた者に対し届出をするよう指導するものとする。

(許可を要しない立木の伐採)

第 16 条 市長は、法第34条第9項及び規則第22条の8第1項第5号から第9号までの規定に基づく届出書の提出があったときは、現地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行うとともに、保安林管理事務の実施に当たっての留意事項について（平成18年3月10日付け17林整治第2848号）の様式例6に準じた調書を作成し、適当と認めて受理したときは当該届出者、森林所有者及び当該立木の所在地を管轄する市町長に通知しなければならない。

2 市長は、前項の届出書が要件を具備していないものであって補正することが可能な場合には、その補正を指示し、補正することが不可能な場合及び届出者が補正の指示に従

わない場合は、理由を付した書面を送付して却下するものとする。

- 3 規則第 22 条の 8 第 1 項第 5 号から第 9 号までの規定に基づく届出に係る伐採面積は、令第 4 条の 2 第 4 項に規定された法第 34 条第 1 項の許可をした面積には含まれないものとする。

(作業許可申請の申請者の確認)

第 17 条 市長は、作業許可申請書が提出された場合、申請者が当該行為について正当な権原を有していること又は正当な権原を有している者から委任、了承等を受けていることを十分確認するものとする。

(作業許可申請適否判定調査)

第 18 条 市長は、作業許可を行おうとする場合には、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行うとともに、保安林管理事務の実施に当たっての留意事項について(平成 18 年 3 月 10 日付け 17 林整治第 2848 号)様式例 5 を作成しなければならない。

- 2 市長は、作業許可申請書が要件を具備していないものであって補正することが可能な場合には、その補正を指示し、補正することが不可能な場合及び申請者が補正の指示に従わない場合は、理由を付した書面を送付して却下するものとする。

- 3 申請に係る行為が次の各号の 1 に該当する場合には、法第 34 条第 2 項の許可をしないものとする。ただし、法 30 条の 2 の告示の日から 40 日を経過し、かつ、法第 32 条第 1 項の異議の意見書の提出がない解除予定保安林において規則第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の計画書の内容に従い行うものである場合及び別表 1 に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 立竹の伐採については、当該伐採により当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合
- (2) 立木の損傷については、当該損傷により立木の生育を阻害し、そのため保安林の指定目的の達成に支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 下草、落葉又は落枝の採取については、当該採取により土壌の生成が阻害され、又は土壌の理学性が悪化若しくは土壌が流亡する等により当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合
- (4) 家畜の放牧については、当該放牧により立木の生育に支障を及ぼし又は土砂が流出し若しくは崩壊し、そのため当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合
- (5) 土石又は樹根の採掘については、当該採掘(鉱物の採掘に伴うものを含む。)により立木の生育を阻害するか又は土砂が流出し、若しくは崩壊し、そのため当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合

ただし、当該採掘による土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられる場合において、2 年以内に当該採掘跡地に造林が実施されることが確実と認められるときを除く。

- (6) 開墾その他の土地の形質を変更する行為については、農地又は宅地の造成、道路の開設又は拡幅、建築物その他の工作物又は施設の新設又は増設をする場合、一般廃棄物又は産業廃棄物の堆積をする場合及び土砂捨てその他物件の堆積により当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合
- (7) 申請に係る行為を行うに際し当該行為をしようとする区域の立木を伐採する必要がある場合で、当該立木の伐採につき法第 34 条第 1 項の許可又は規則第 22 条の 8 第 1 項第 7 号から第 9 号までの届出を要するときに、当該許可又は届出がなされていないとき、又は当該行為について他の法令に基づく行政庁の許認可を必要とする場合で当該許認可が受けられないと見込まれる場合

(作業許可、不許可の通知)

第 19 条 法第 34 条第 2 項に規定する作業許可の申請に対する許可、不許可の通知については、第 10 条の規定を準用する。

(作業許可に当たって付す条件)

第 20 条 許可に当たって付す条件は、次によるものとする。

- (1) 行為の期間については、必ず条件を付す。

ア 第 18 条第 3 項のただし書に該当しない行為

(ア) 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められている場合は、原則として当該期間内に植栽することが困難にならないと認められる範囲内の期間とする。

(イ) 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められていない場合は、下草、落葉又は自家用薪炭の原料に用いる枝若しくは落枝の採取、一時的な農業利用及び家畜の放牧にあってはそれらの行為に着手する時から 5 年以内の期間、それら以外にあっては行為に着手する時から 2 年以内の期間とする。

イ 解除予定保安林において規則第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の計画書の内容に従う行為については、当該計画書に基づき行為に着手する時から完了するまでの期間とする。

ウ 別表 1 に掲げる行為

(ア) 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められている場合は、原則として当該期間内に植栽することが困難にならないと認められる範囲内の期間とする。

(イ) 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められていない場合は、別表 4 の 1 及び 2 にあっては、当該行為に着手する時から 5 年以内の期間又は当該施設の使用が終わる間での期間のいずれか短い期間とし、別表 4 の 3 及び 4 にあっては、当該施設の使用又は当該行為が終わるまでの期間とする。

- (2) 行為終了後、施設等の廃止後又は撤去後、植栽によらなければ的確な更新が困難と認

められる場合（指定施業要件として植栽が定められている場合を除く。）には、植栽の方法・期間び樹種について条件を付す。

- (3) 家畜の放牧、土石又は樹根の採掘その他土地の形質を変更する行為に起因して、土砂が流出・崩壊し、若しくは堆積することにより付近の農地、森林その他の土地若しくは道路、鉄道その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合には、当該被害を防除するための施設その他必要な措置について条件を付する。

なお、当該行為が規則第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の計画書の内容に従って行われるものである場合に付す条件の内容は、当該計画書に基づいて定めるものとする。

- (4) 行為着手時及び終了時には届出書を市長あて提出する旨の条件は、必ず付す。

（作業許可整理簿の調製）

第 21 条 市長は、保安林における立竹の伐採等の行為の状況を明らかにするため、年度ごとに当該行為等に係る台帳を調製しなければならない。

（作業許可申請に係る照査）

第 22 条 市長は、法第 34 条第 2 項に規定する作業許可の申請に係る行為が終了した旨の届出が提出されたとき又は許可の条件として付した期間が経過したときは、当該行為が適切になされたかどうかの实地調査を行うほか適宜の方法により十分確認するものとする。

（許可を要しない作業行為）

第 23 条 市長は、法第 34 条第 9 項及び規則第 22 条の 11 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づく届出書の提出があったときは、实地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行うとともに、適当と認めて受理したときは当該届出者及び森林所有者に通知しなければならない。

- 2 市長は、前項の届出書が要件を具備しないものであって補正することが可能な場合には、その補正を指示し、補正することが不可能である場合及び届出者が補正の指示に従わない場合は、理由を付した書面を送付して却下するものとする。

第 4 章 植栽の義務

（植栽義務の適用範囲）

第 24 条 令別表第 2 の注における「植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地」とは、主に主伐による伐採跡地につき天然更新等による的確な更新が困難と認められる伐採跡地」とは、主に主伐による伐採跡地につき天然更新等による的確な更新が困難なもの等であって、次の伐採に係る森林は含まれないものとする。

- (1) 除伐及び間伐
- (2) 規則第 22 条の 8 第 1 項第 1 号及び第 3 号ないし第 5 号に該当する伐採

- (3) 法第 34 条第 2 項の許可がなされ、保安機能の維持上問題がないと認められ、かつ、当該許可の条件として行為終了後の植栽の方法、期間及び樹種が定められている場合における当該許可に係る伐採

(植栽本数等)

第 25 条 規則第 22 条の 4 第 2 項は、指定施業要件として伐採種が定められていない森林において、指定施業要件としてさだめられている方法で択伐による伐採が行われる場合についても適用するものとする。

なお、当該指定施業要件として定められている方法による択伐以外の伐採方法による伐採は、全て令別表第 2 の 2 の(1)の皆伐として扱うものとする。

- 2 皆伐による伐採後に点在する残存木又は点生する上木（標準伐期齢以上のものに限る。）の占有面積（他の残存木又は上木の占有面積と重複する部分の面積を除く。）及び伐採後に残存する更新木（当該森林について指定施業要件として定められた樹主であつて、植栽する満 1 年生以上の苗と同等以上の大きさであり、かつ、植栽された苗と同等以上の生長が期待できるもの）が占有することが見込まれる面積（更新木 1 本につき、1 ヘクタールを当該森林について指定施業要件として定められた当該更新木の樹種についての植栽本数で除して得られる面積、又は、当該更新木の実際の占有面積のいずれか大きい面積（他の残存木又は上木及び更新木の占有面積と重複する部分の面積を除く。））は、「植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地」から除外する。
- 3 指定施業要件として、複数の植栽樹種が定められている伐採跡地について複数の樹種の苗を混植する場合には、各樹種毎に、当該植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地について 1 ヘクタール当たり植栽する本数を、各樹種毎の規則第 22 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定により算出される本数で除した値を求め、その総和が 1 以上となるよう植栽するものとする。

(植栽の義務の履行の確認)

第 26 条 市長は、指定施業要件として、植栽の方法・期間及び樹種が定められている保安林において立木の伐採が行われた場合は、当該植栽の期間の満了後速やかに、指定施業要件の定めるところに従って植栽が行われたかどうかを十分調査し、「保安林管理事務の実施に当たっての留意事項について（平成 18 年 3 月 10 日付け 17 林整治第 2848 号）」の適否判定等調査調書を作成しなければならない。

(植栽の義務の免除又は猶予の認定)

第 27 条 規則第 22 条の 15 第 1 号の規定による認定は、森林所有者から認定の請求があつた場合又は市長が必要があると認めた場合において、次のいずれかに該当するときに限り行うものとする。

- (1) 火災、風水害その他の非常災害（以下「非常災害」という。）により当該伐採跡地の現地の状況に著しい変更が生じたため、植栽が不可能となった場合又は法第 33 条の 2

第1項の規定により指定施業要件を変更する時間的な余裕がない場合。

なお、後段の場合には、指定施業要件の変更により植栽の方法・期間及び樹種が変更されたときは、その変更されたところに従って植栽しなければならない旨を付して認定するものとする。

- (2) 非常災害により当該伐採跡地までの通行が困難になり又は苗木若しくは労務の調達が著しく困難になったため、森林所有者が当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法・期間及び樹種に従って植栽することが著しく困難となった場合。なお、この場合には、植栽の義務を停止する期間及び必要に応じて植栽の方法又は樹種を明らかにして認定するものとする。
- 2 規則第22条の15第2号の規定による認定は、森林所有者からの認定の請求があった場合において、次のいずれにも該当しないときに行うものとし、この認定に当たっては、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して5年を超えない範囲で植栽の義務を猶予する期間を明らかにすることとする。
- (1) 当該伐採跡地が、当該保安林に係る指定施業要件に適合しない択伐による伐採により生ずるものである場合
 - (2) 当該伐採跡地における稚樹の発生状況、母樹の賦損状況、更新補助作業の実施予定その他の状況からみて、当該保安林に係る指定施業要件に植栽することが定められている樹種の苗木と同等以上の天然に生じた立木（当該樹種の立木に限る。）による更新が期待できない場合

第5章 違反行為

（違反行為の種類）

第28条 法第38条に規定する違反行為の種類は、次のとおりとする。

(1) 法第34条第1項違反（立木伐採許可違反）

立木伐採許可を受けないで行った伐採及び許可は受けているが許可内容（伐採の方法、伐採木の林齢等）と著しく相違して行った伐採をいう。

ただし伐採材積（又は面積）の減少の場合及び伐採種を皆伐から択伐に変更した場合は、違反として取り扱わない。

(2) 法第34条第2項違反（作業許可違反）

作業許可を受けないで行った土地の形質の変更その他各種の行為及び許可は受けているが許可内容と著しく相違して行った行為をいう。

なお、立木伐採許可のみを受けて、伐採木の処理のための土場、搬出路等を設置した場合は、違反行為に該当するものとする。

(3) 法第34条第6項違反（許可条件違反）

立木伐採許可又は作業許可の際に付された条件に違反して行った立木伐採又は行為をいう。

(4) 法第 34 条の 4 違反（植栽の義務違反）

指定施業要件として植栽が指定されている保安林において、定められている期間内に植栽を実施しなかった場合及び植栽の方法若しくは樹種に関する定めに従って植栽しない場合をいう。

（違反行為に対する措置）

第 29 条 市長は、違反行為者に対し、次のとおり措置するものとする。

(1) 違反行為の疑いのあるものを発見し及びその旨の通報を受けた場合には、速やかに現地調査を行い、違反行為が確認されたときには、違反行為者に対し、できうる限り現場において口頭による行為の中止及び必要に応じて防災対策を指示するものとし、違反行為調査書及び違反行為経過書を作成するとともに、文書により行為の中止を勧告するものとする。

(2) 違反行為者に対しては、違反の内容を十分承知させ、文書により厳重に注意するとともに、始末書を提出させるものとする。

(3) 造林・復旧工事に応ずる者については、造林・復旧計画書の提出を指示し、確約書を徴して工事に着手させるとともに、着手報告書を提出させるものとする。

また、工事が完了した場合には、完了報告書を提出させるとともに、完了検査を実施するものとする。

なお、完了検査において修補が必要と認められる場合は、文書により修補を指示するものとする。

（監督処分）

第 30 条 違反行為者が違反行為の事実を認めず、前条の勧告等に従う意思がなく、かつ当該違反行為によって保安林の機能に著しく支障が生ずるおそれがある場合等には、市長は法第 38 条の規定に基づく監督処分を次により遅滞なく行うものとする。

(1) 監督処分の方法

市長は、文書により監督処分を行うものとする。

(2) 監督処分の相手方

ア 法第 34 条第 1 項、第 2 項及び第 6 項の違反

中止命令、造林・復旧命令の相手方は、違反行為者が法人又は人の代表者、代理人、使用人、その他の従業員である場合には、その法人又は人となる。

イ 法第 34 条の 4 の違反

植栽命令の相手方は、指定施業要件に定められた植栽の義務に違反した者に対するものであるため森林所有者に限定される。

(3) 監督処分の内容

ア 法第 38 条第 1 項又は第 2 項の中止命令

立木の伐採、立竹の伐採その他の行為が、法第 34 条第 1 項又は第 2 項の許可を受

けずに行われた場合のほか、当該違反行為等が同条第 1 項又は第 2 項の許可の内容又は許可に付した条件に違反していると認められ、又は偽りその他不正な手段により同条第 1 項又は第 2 項の許可を受けたものと認められる場合に行うものとする。(同条第 1 項第 4 号若しくは第 2 項第 4 号に該当するものを除く。)

イ 法第 38 条第 1 項の造林命令

立木の伐採が、法第 34 条第 1 項の許可を受けずに行われた場合のほか、立木の伐採が同条第 1 項の許可の内容又は許可に付した条件に違反していると認められ、又は偽りその他不正な手段により同条第 1 項の許可を受けたものと認められる場合であって、造林によらなければ当該伐採跡地につき的確な更新が困難と認められる場合に行うものとする。(同条第 1 項第 4 号に該当するものを除く。)

ただし、違反行為者が自発的に、当該伐採跡地についての的確な更新を図るため必要な植栽の方法・期間及び樹種により造林をしようとしている場合はこの限りでない。

なお、造林命令の内容は、当該保安林について指定施業要件として植栽の方法・期間及び樹種が定められている場合はその定められたところによるが、造林後の保育方法を明示するものとする。

ウ 法第 38 条第 2 項の復旧命令

立木の伐採その他の行為が、法第 34 条第 2 項の許可を受けずに行われた場合のほか、当該行為が同条第 2 項の許可の内容又は許可に付した条件に違反していると認められ、又は偽りその他不正な手段により同条第 2 項の許可を受けたものと認められる場合であって、当該違反行為に起因して、当該保安林の機能が失なわれ、若しくは失なわれるおそれがある場合又は土砂が流出し、崩壊し、若しくは堆積することにより付近の農地、森林その他の土地若しくは道路、鉄道その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合に行うものとする。(同条第 2 項第 4 号に該当するものを除く。)

ただし、復旧期間は、原則として命令をする日から 1 年を超えない範囲内で定めるものとする。また、同項に規定する「復旧」には、原形に復旧することのほか原形に復旧することが困難な場合において造林又は森林土木事業の実施その他の当該保安林の従前の効用を復旧することを含むものとする。

なお、命令内容は保安林の指定の目的の達成のため必要最小限度の範囲にとどめ、相手方に過度な義務を課すこととならないよう留意するものとする。

エ 法第 38 条第 4 項の植栽命令

指定施業要件として植栽の方法・期間及び樹種が定められている保安林において立木の伐採が行われ、当該植栽期間が満了した後も当該指定施業要件の定めるところに従って植栽が行われていない場合に行うものとする。

ただし、植栽の期間は、原則として指定施業要件として定められている植栽の期間の満了日から 1 年を超えない範囲で定めるものとする。

なお、命令は植栽すべき本数、期間、方法等を具体的に明示するものとし、植栽指定地の現況を精査し保安林の指定の目的の達成のため欠くことのできないものであることを確認し、相手方に過度な義務を課すこととならないよう留意するものとする。

（罰則の適用）

第 31 条 市長は、法第 38 条の規定による監督処分をした場合で、悪質な場合は、刑事訴訟法に基づき所轄警察署長に森林法違反として告発するものとする。

第 6 章 損失補償

（損失補償）

第 32 条 法第 35 条に規定する損失補償の事務処理及び評価調査方法等については、別に定めるものとする。

第 7 章 標準処理期間

（申請に係る標準処理期間）

第 33 条 法第 27 条の規定に基づく申請に係る標準処理期間は別表 2 に定めるところによる。
2 標準処理期間には、浜松市の休日を定める条例（平成元年条例第 7 6 号）第 1 条第 1 項に規定する休日の日数及び申請書等に不備がある場合の補正等に要した日数を算入しないものとする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この要綱の施行前になされた、静岡県保安林（自治事務）に関する要綱（平成 16 年 3 月 3 日制定）に基づいて行われた行為等は、この要綱の規定により許可等がなされたものとみなす。

別表 1 (第 18 条)

区 分	行 為 の 目 的 ・ 態 様 ・ 規 模 等
1 森林の施業・管理に必要な施設	(1) 林道(車道幅員が4メートル以下のものに限る。)及び森林の施業管理の用に供する作業道、作業用索道、木材集積場、歩道、防火線、作業小屋等を設置する場合。 (2) 森林の施業・管理に資する農道等で、規格及び構造が(1)の林道に類するものを設置する場合。
2 森林の保健機能の増進に資する施設	保健保安林の区域内に、森林の保健機能の増進に関する特別措置法(平成元年法律第71号。以下「森林保健機能増進法」という。)第2条第2項第2号に規定する森林保健施設に該当する施設を設置する場合(森林保健機能増進法第5条第1号の保健機能森林の区域内に当該施設を設置する場合又は当該施設を設置しようとする者が当該施設を設置しようとする森林を含むおおむね30ヘクタール以上の集団的森林につき所有権その他の土地を使用する権利を有する場合を除く。)であって、次の要件を満たすもの。 (1) 当該施設の設置のための土地の形質の変更(以下この表において「変更行為」という。)に係る森林の面積の合計が、当該変更行為を行おうとする者が所有権その他の土地を使用する権利を有する集団的森林(当該変更行為を行おうとする森林を含むものに限る。)の面積の10分の1未満の面積であること。 (2) 変更行為(遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を除く。以下(3)及び(5)同じ。)を行う箇所が、次の及びの条件を満たす土地であること。 土砂の流出・崩壊等の災害が発生するおそれのない土地 非植生状態(立木以外の植生がない状態をいう。)で利用する場合にあつては傾斜度が15度未満の土地、植生状態(立木以外の植生がある状態をいう。)で利用する場合にあつては傾斜度が25度未満の土地。 (3) 1箇所当たりの変更行為に係る森林の面積は、立木の伐採が材積にして30パーセント以上の状態で変更行為を行う場合には0.05ヘクタール未満であり、立木の伐採が材積にして30パーセント未満の場合には1.20ヘクタール未満であること。 (4) 建築物の建築を伴う変更行為を行う場合には、一建築物の建築面積200平方メートル未満であり、かつ、一変更行為に係る建築面積の合計は400平方メートル未満であること。 (5) 一変更行為と一変更行為との距離は、50メートル以上であること。 (6) 建築物その他の工作物の設置を伴う変更行為を行う場合には、当該建築物その他の工作物の構造が、次の条件に適合するものであること。 建築物その他の工作物の高さは、その周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であること。 建築物その他の工作物は、原則として木造であること。 建築物その他の工作物の設置に伴う切土又は盛土の高さは、おおむね1.5メートル未満であること。 (7) 遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を行う場合には、幅3メートル未満であること。 (8) 土地の舗装を伴う変更行為を行う場合には、地表水の浸透、排水処理等に配慮してなされるものであること。
3 森林の有する保安機能を維持・代替する施設	(1) 森林の保安機能の維持・強化に資する施設を設置する場合。 (2) 保安林の転用に当たり、当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設を転用に係る区域外に設置する場合。
4 そ の 他	(1) 上記1から3に規定する以外のものであって次に該当する場合。 施設等の幅が1メートル未満の線的なものを設置する場合。 (例えば、水路、へい、柵) 変更行為に係る区域の面積が0.05ヘクタール未満で、切土又は盛土の高さがおおむね1.5メートル未満の点的なものを設置する場合。(例えば、標識、掲示板、墓碑、電柱、気象観測用の百葉箱及び雨量計、送電用鉄塔、無線施設、水道施設、簡易な展望台等) ただし、区域内に建築物を設置するときには、建築面積が50平方メートル未満であつて、かつその高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限ることとし、保健、風致保安林内の区域に建築物以外の工作物を設置するときには、その高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限ることとする。 (2) その他 一時的な変更行為であつて次の要件を満たす場合。ただし、一般廃棄物又は産業廃棄物を堆積する場合は除く。 変更行為の期間が原則として2年以内のものであること。 変更行為の終了後には植栽され確実に森林に復旧されるものであること。 区域の面積が0.2ヘクタール未満のものであること。 土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられるものであること。 切土又は盛土の高さがおおむね1.5メートル未満のものであること。

別表 2 (第 33 条関係)

標準処理期間

区 分	標準処理期間	
法第 34 条第 2 項 (第 44 条において準用する場合を含む。)の規定による立竹の伐採等の許可	1 処理	15 日 15 日